

指針 2 : 安心して楽しく学べる「場」を増やします。

支援教育では、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことのできる、多様で柔軟性のあるシステムづくりが重要であると考えます。そのためには、担任教師だけでなく学校が組織（チーム）として関わるのが重要です。

また、通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校が連携を強めることで、連続性のある学びの場を整備していく必要があります。

さらに、子どものニーズに合わせて利用できる相談室、不登校の子どもの学びの場である相談教室のよりよい在り方や整備、連携等のシステムの確立を目指します。外国につながるの児童生徒一人一人に応じた適切な支援を進めます。

今、社会全体の中でいじめの問題が深刻化しています。いじめの未然防止のために、また、いじめを早期に発見し早期に解決するために、校内の相談体制や学校支援体制の充実をさらに目指します。

警察や児童相談所等は、教育に関する重要な連携機関です。今後も学校とのよりよい連携の在り方について検討します。

①様々な教育的ニーズのある子どもが適切な支援を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。

- ・通級による指導の在り方について検討を行い、小中学校に新たな通級指導教室を設置します。
- ・高等学校の特別支援教育の在り方について検討します。
- ・多様な教育的ニーズに対応できるみんなの教室を設置し、児童生徒が適切な支援を受けられるような指導体制を整備します。
- ・特別支援学級担任の指導力を高め、個別の教育的ニーズに応じた、特別支援学級での指導の充実に努めます。
- ・特別支援学校に配置している作業療法士、理学療法士等の専門的な支援を各学校で受けるなど、特別支援学校のセンター的機能の有効活用を図ります。
- ・各種介助員の効果的な配置を継続します。

②いじめ等の問題行動や不登校の未然防止、またこれらの早期発見、早期対応するための学校支援体制の充実を図ります。

- ・「横須賀市いじめ防止対策基本方針」の改定を受け、引き続きいじめ防止等の取り組みを推進します。
- ・健全な青少年育成を目指して警察や児童相談所等の関係機関との連携を深め、問題行動等の未然防止に取り組みます。
- ・学校警察連携制度を運用した対象児童生徒に対して、学校が適切に対応できるよう支援を行います。
- ・各小中学校に学校支援員を派遣し、学校運営や緊急時の相談、全教員を対象とした指導力の向上や学級改善に努めます。
- ・学校の対応が難しい法的な問題について、担当弁護士の指導助言を活用し早期解決を図ります。
- ・児童生徒へきめ細やかな配慮を行うための人員確保について検討し、その配置を目指します。
- ・いじめや不登校の未然防止、またこれらの早期発見、早期対応のために、各学校に各種相談員を配置します。

- ・福祉や医療等の関係機関と連携した支援を必要とする児童生徒の早期発見・早期対応への取り組みを推進するために、定期的に各校へスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校の相談を受け、状況に応じて関係機関へ繋いだり、家庭訪問等を行ったりします。

③学校生活における不安や悩みに対応するために教育委員会内の教育相談体制の充実を図ります。

- ・相談教室の在り方や、運営を円滑に推進するための検討を行います。
- ・各相談教室に相談教室カウンセラーを定期的に派遣し、教室担任や指導員に対して、児童生徒の見立てや支援方法への指導助言を行います。
- ・教育相談では、児童生徒や保護者の教育的ニーズに寄り添い心理面接等を行い、学校・関係機関との連携を密に図ります。
- ・教育相談に繋がった児童生徒・保護者が、医師（医療的視点）からの助言を受けることができる体制を整えます。
- ・教育相談のケースにスーパービジョンを受け、児童生徒や保護者の支援に役立てます。

④外国につながるのある児童生徒が学校生活に適応できるよう一人一人に応じた支援を行います。

- ・日本語指導員を派遣し、在籍学級での一斉授業に参加できるよう、個別の日本語指導を行います。
- ・学校生活適応支援員を派遣し、学校生活に適応できるよう支援を行います。
- ・国際教育コーディネーターが、校内の支援体制づくりについて指導助言を行います。

P 9、10 用語解説

「通級指導教室」

学校教育法施行規則第140条に基づいて設置されている教室。小中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う。横須賀市では現在、小学校に「ことばの教室」2教室と、ろう学校の「ことばときこえの教室」の計3教室を設置し、言語障害と難聴のある児童生徒への指導を行う。

「スーパービジョン」

教育相談員の資質向上のため、熟練した指導者（スーパーバイザー）が、事例に関して助言や示唆を与えながら行う教育。

「センター的機能」

特別支援学校が、教育上の高い専門性を活かしながら地域の小中学校を積極的に支援すること。

- 例 ①小中学校等の教員への支援機能 ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
 ③障害のある児童生徒への指導・支援機能 ④福祉、医療、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
 ⑤小中学校等の教員に対する研修協力機能 ⑥障害のある児童生徒



指針 3 : 地域全体で子どもたちを育てていく絆づくりを進めます。

子どもの教育は、学校と家庭だけでなく、地域社会全体で取り組む必要があります。特に支援を必要とする子どもにとって、早期から医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への支援を行うことが重要です。併せて、家庭を含め地域全体の障害に対しての理解が深まり、支援を必要とする子どもが、地域での就労や社会参加ができるように基盤づくりを進めます。

- ①子どもたちを育むために家庭や地域の関係機関との連携をより一層推進します。
 - ・「見守り隊」や「子ども 110 番の家」等の、地域見守り活動を地域の関係機関と協力して支援します。
 - ・教育委員会と関係機関との連携システムづくりをより推進します。
 - ・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、地域の関係機関と連携した支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートをします。
 - ・インターネット等有害情報対策会議を開き、家庭や関係機関と連携してトラブルの未然防止に努めます。

- ②就学前から高校卒業後まで切れ目のない支援システムを構築します。
 - ・幼稚園や保育園等と小学校が連携をし、子どもの育ちと支援を繋げる取り組みを推進します。
 - ・中学校と高等学校等が連携をし、支援を必要としている生徒を繋げる取り組みを推進します。
 - ・「本人・保護者と共につくる支援シート」(個別的教育支援計画)の活用を推進します。
 - ・小中学校の支援教育コーディネーターとスクールカウンセラー、相談員等が連携し、継続した支援を行います。
 - ・児童生徒のライフステージに沿った支援の充実を図ります。

- ③自立や就労に向けた早期からのキャリア教育を推進するための取り組みを行います。
 - ・「交流及び共同学習」の実践を推進し、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。
 - ・小学校では、一人一人のキャリア形成の基礎となる生活習慣の確立、学習に向かう意欲や態度、基礎学力の習得に取り組みます。
 - ・中学校では、職業に対する具体的イメージを育てるために、個々の教育的ニーズに応じた地域での職場体験を充実させます。
 - ・特別支援学校高等部や高等学校と連携し、支援の必要な生徒の社会参加や就労について、地域でのよりよい取り組みの在り方を検討します。

「見守り隊」

通学路における児童生徒の安全を守るため、学校・警察・保護者・地域が協力連携し、犯罪や事故を未然に防止するためのボランティア活動のこと。

「子ども 110 番の家」

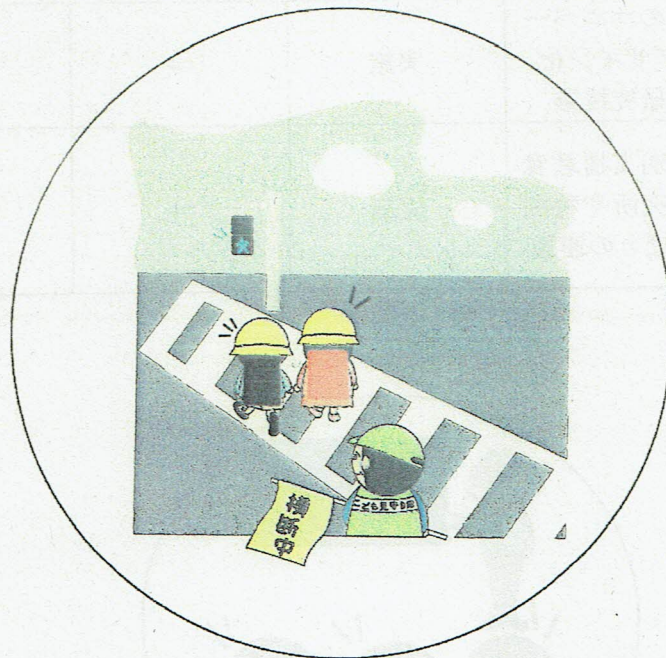
子どもがトラブルに巻き込まれそうになり、通学路周辺の民家・コンビニ・ガソリンスタンドなどに駆け込んできたときに、児童生徒を保護し、警察・学校・家庭等へ連絡をしてもらう制度のこと。

「交流及び共同学習」

特別支援学校や特別支援学級の幼児、児童生徒と、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の通常の学級の幼児、児童生徒が、学校教育の一環として、授業や行事などの活動を共にすること。

「キャリア教育」

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

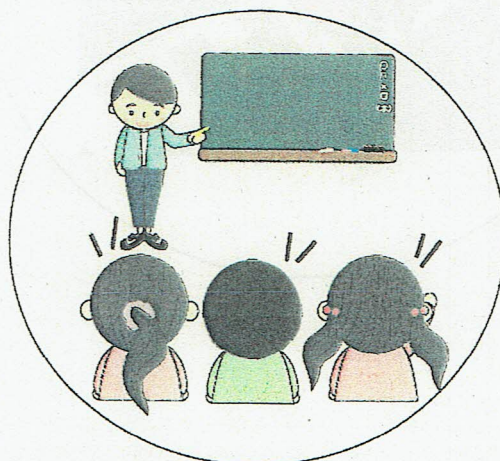


4 支援教育推進プランの実現に向けて

後期4年間の方向性と概要に基づき具体的な行動計画を次に示し取り組みを進めます。

指針1：学ぶ楽しさを味わえる授業づくり、関わり合う喜びを感じられる集団づくりを進めます。

概要	① 子どもにとって、わかりやすい授業づくりを各学校で推進します。				
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「支援教育」に関する校内研修を実施します。 ➢ 地域の関係機関と学校との連携を強化し、授業のユニバーサルデザイン化や個々の教育的ニーズに応じた指導・支援等の高い専門性に裏付けられた授業づくりを推進します。 				
行動計画	項目	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
	校内研修会	実施	⇒	⇒	⇒
	「授業のユニバーサルデザイン化等」研究授業	実施	⇒	⇒	⇒
	国立特別支援教育総合研究所や特別支援学校との連携	実施	⇒	⇒	⇒



概要	② 子ども一人一人の特性や課題に目を向け、認め合い高め合う関係を築くことができる学級集団づくりを目指します。				
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人間関係づくりや集団づくりを推進するために、Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）、Y-P（横浜プログラム）、i-check等の質問紙を活用します。 ➤ 人間関係づくりや集団づくり推進するために、特別支援学級でも、SSE（ソーシャルスキルズエデュケーション）等を活用します。 				
行動計画	項目	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
	Q-U等を活用した人間関係づくりや集団づくりの研修	実施	⇒	⇒	⇒
	スクールカウンセラーを活用した人間関係づくりや集団づくり	実施	⇒	⇒	⇒
	新特別支援学級におけるSSE等の人間関係づくりや集団づくりの活用	先進校の取り組み周知	⇒	モデル校での実施	モデル校の実践報告

概要	③ 子どもたちに適切なサポートを行うため、各職種の専門性を高め、校内の相談体制充実を図ります。				
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童生徒が安心して学校生活を過ごせるサポートとして、スクールカウンセラーや相談員を活用した取り組みを推進します。 ➤ アセスメントの活用や「本人・保護者と共につくる支援シート」（個別の教育支援計画）の作成等のテーマを用いて研修を実施し、支援教育コーディネーターのスキルアップを図るとともに、支援教育コーディネーターを中心とした学校の支援体制づくりを推進します。 ➤ 校内の相談体制構築のために、学校スーパーバイザーを配置します。 ➤ 学校スーパーバイザーによるスクールカウンセラーへの研修を行い、資質を高めるとともに、教職員を含めたコンサルテーションを活用した取り組みを推進します。 ➤ 小学校にスクールカウンセラーの配置を行い、早期教育相談を充実させます。 				
行動計画	項目	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
	小学校スクールカウンセラー	配置	⇒	⇒	⇒
	支援教育コーディネーター連絡会	開催	⇒	⇒	⇒
	学校スーパーバイザー	配置	⇒	⇒	⇒
	スクールカウンセラーの研修	実施	⇒	⇒	⇒

指針2：安心して楽しく学べる「場」を増やします。

概要	① 様々な教育的ニーズのある子どもが適切な支援を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。				
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通級による指導の在り方について検討を行い、小中学校に新たな通級指導教室を設置します。 ➤ 高等学校の特別支援教育の在り方について検討します。 ➤ 多様な教育的ニーズに対応できるみんなの教室を設置し、児童生徒が適切な支援を受けられるような指導体制を整備します。 ➤ 特別支援学級担任の指導力を高め、個別の教育的ニーズに応じた、特別支援学級での指導の充実に努めます。 ➤ 特別支援学校に配置している作業療法士、理学療法士等の専門的な支援を各学校で受けるなど、特別支援学校のセンター的機能の有効活用を図ります。 ➤ 各種介助員の効果的な配置を継続します。 				
行動計画	項目	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
	新小中学校通級による指導の在り方について	調査・検討	検討・計画	設置	再検討
	高等学校の特別支援教育の充実	研修実施	⇒	校内支援体制の構築	⇒
	高等学校通級による指導の在り方について	調査・研究	検討	計画	実施
	新みんなの教室設置モデル校	小学校1校 中学校1校	小学校2校 中学校2校	小学校2校 中学校2校	小学校5校 中学校5校
	特別支援学級担任の研修	実施	研修の充実	⇒	⇒
	新特別支援学校のセンター的機能の有効活用	周知・派遣等	支援の充実	⇒	⇒
各種介助員	配置	⇒	⇒	⇒	

概要

- ② いじめ等の問題行動や不登校の未然防止、またこれらの早期発見、早期対応するための学校支援体制の充実を図ります。
- 「横須賀市いじめ防止対策基本方針」の改定を受け、引き続きいじめ防止等の取り組みを推進します。
 - 健全な青少年育成を目指して警察や児童相談所等の関係機関との連携を深め、問題行動等の未然防止に取り組みます。
 - 学校警察連携制度を運用した対象児童生徒に対して、学校が適切に対応できるよう支援を行います。
 - 各小中学校に学校支援員を派遣し、学校運営や緊急時の相談、全教員を対象とした指導力の向上や学級改善に努めます。
 - 学校の対応が難しい法的な問題について、担当弁護士の指導・助言を活用し早期解決を図ります。
 - 児童生徒へきめ細やかな配慮を行うための人員確保について検討し、その配置を目指します。
 - いじめや不登校の未然防止、またこれらの早期発見、早期対応のために、各学校に各種相談員を配置します。
 - 福祉や医療等の関係機関と連携した支援を必要とする児童生徒の早期発見・早期対応への取り組みを推進するために、定期的に各校へスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校の相談を受け、状況に応じて関係機関へ繋いだり、家庭訪問等を行ったりします。

行動計画

項目	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
横須賀市いじめ防止対策基本方針	施行	⇒	⇒	⇒
関係機関との連携会議	開催	⇒	⇒	⇒
学校警察連携制度	随時運用	⇒	⇒	⇒
学校支援員	派遣目的の修正	修正に伴う検証	⇒	小学校支援員の増員検討
学校法律相談	随時実施	⇒	⇒	⇒
児童生徒へきめ細やかな配慮を行うための人員確保	検討	配置	⇒	⇒
ふれあい相談員 登校支援相談員	配置	⇒	⇒	⇒

概要	③ 学校生活における不安や悩みに対応するために教育委員会内の教育相談体制の充実を図ります。				
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 相談教室の在り方や、運営を円滑に推進するための検討を行います。 ➤ 各相談教室に相談教室カウンセラーを定期的に派遣し、教室担任や指導員に対して、児童生徒の見立てや支援方法への指導助言を行います。 ➤ 教育相談では、児童生徒や保護者の教育的ニーズに寄り添い心理面接等を行い、学校・関係機関との連携を密に図ります。 ➤ 教育相談に繋がった児童生徒や保護者が、医師（医療的視点）からの助言を受けることができる体制を整えます。 ➤ 教育相談のケースにスーパービジョンを受け、児童生徒や保護者の支援に役立っています。 				
行動計画	項目	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
	相談教室運営委員会	随時開催	⇒	⇒	⇒
	相談教室カウンセラー	配置	⇒	⇒	⇒
	学校・関係機関との連携	実施	⇒	⇒	⇒
	医師等によるスーパービジョン	実施	⇒	⇒	⇒
	嘱託医師による保護者や教育相談員への医療相談	実施	⇒	⇒	⇒

概要	④ 新 外国につながるのある児童生徒が学校生活に適應できるよう一人一人に応じた支援を行います。				
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本語指導員を派遣し、在籍学級での一斉授業に参加できるよう、個別の日本語指導を行います。 ➤ 学校生活適應支援員を派遣し、学校生活に適應できるよう支援を行います。 ➤ 国際教育コーディネーターが、校内の支援体制づくりについて指導助言を行います。 				
行動計画	項目	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
	日本語指導員	派遣	⇒	⇒	⇒
	学校生活適應支援員	派遣	⇒	⇒	⇒
	国際教育コーディネーター	配置	⇒	⇒	⇒

指針3：地域全体で子どもたちを育てていく絆づくりを進めます。

概要	① 子どもたちを育てるために家庭や地域の関係機関との連携をより一層推進します。				
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「見守り隊」や「子ども110番の家」等の、地域見守り活動を地域の関係機関と協力して支援します。 ➤ 教育委員会と関係機関との連携システムづくりをより推進します。 ➤ スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、地域の関係機関と連携した支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートをします。 ➤ インターネット等有害情報対策会議を開き、家庭や関係機関と連携してトラブルの未然防止に努めます。 				
	項目	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
	関係機関との連携による会議	随時開催	⇒	⇒	⇒
行動計画	スクールソーシャルワーカー	配置・ 増員効果検証	配置	⇒	⇒
	インターネット等有害情報対策会議	開催	⇒	⇒	⇒

